

21—09 P

特許の審判の請求の手数料

1. 特許の審判請求の手数料は、以下に示す請求項の数に基づいて徴収する。
 - (1) 拒絶査定不服審判（特 § 121①）においては、審判の請求の時点における特許請求の範囲（審判の請求と同時にした補正後の特許請求の範囲を含む。）に記載された請求項の数。
 - (2) 無効審判（特 § 123①）においては、審判の請求に係る請求項の数。
 - (3) 訂正審判（特 § 126①）においては、審判の請求に係る請求項の数。すなわち、特許権全体を訂正するときは、審判の請求の際、特許登録原簿に記録されている請求項の数。請求項ごとに訂正するときは、訂正の対象となる請求項の数（→ 38—06）。

2. 拒絶査定不服審判の請求と同時の補正により、既に納付されている出願審査請求の手数料の基礎となった請求項の数よりも審判請求時の請求項の数が増加し、出願審査請求の手数料が不足するときは、これを徴収する。

ただし、請求項数を増加する補正は、本案審理において、不適法とされることが多いことに留意する。

3. 拒絶査定不服審判の請求の後の補正により請求項の数が増加したときは、審判請求の手数料、出願審査請求の手数料を徴収する。

ただし、数回にわたり請求項の数が増減するときであって既に納付されている請求項の数以内の増減については徴収しない。

4. 上記 1. ～ 3. に該当する手数料が不足するときは、手数料の補正を命じ、追納させる。

	命令権者	納付すべき者	納付がないときの処分
1. (1)に該当し、請求と同時の補正あり	特許庁長官 (特 § 17③)	請求人 (出願人)	審判請求手続の却下 処分 (特 § 18①)
1. (1)に該当し、請求と同時の補正なし	審判長 (特 § 133②)	請求人 (出願人)	審判請求書の却下 決定 (特 § 133③)
1. (2)、(3)に該当	審判長 (特 § 133②)	請求人	審判請求書の却下 決定 (特 § 133③)
2. に該当 (手続補正書に係る補正指令)	特許庁長官 (特 § 17③)	請求人 (出願人)	手続補正書の却下 処分 (特 § 18①)
3. に該当 (前置審査中)	特許庁長官 (特 § 17③)	請求人 (出願人)	審判請求手続の却下 処分 (特 § 18①) ※
3. に該当 (審理中)	審判長 (特 § 133②)	請求人 (出願人)	審判請求書の却下 決定 (特 § 133③)

(注) 表の 3. のときは出願審査請求料と審判請求料を合算した不足手数料を一通で補正を命じる。

※ 第三者による審査請求 (特 § 195③) のときは出願却下 (特 § 18②) となる。

5. 留意事項

拒絶査定不服審判において、審判請求と同時の補正により請求項の数が拒絶査定時の請求項の数よりも増加しており、審判請求の手数料の不足はないが出願審査請求の手数料に不足がある場合は手続補正書に対して手数料の補正を命じ、納付がないときは、手続補正書の手続却下を行う。

6. 過誤納の手数料は、納付した者からの請求により返還する (特 § 195⑩)。

過誤納の手数料の返還は、納付した日から1年を経過した後は、請求することができない (同 § 195⑫)。手数料の返還の請求は、既納手数料返還請求書の提出をもって行う (特施規 § 77、様式 75)。

(改訂 H27. 10)